

(3) 個人情報保護対策の適切な実施

基本方針では、携帯電話端末やパソコン等について、市町村に対し、排出段階における消費者に対する個人情報の削除に関する周知や、回収等の段階における個人情報保護対策の実施等を求めている（基本方針三の6及び六の1参照）。

また、使用済小型家電の他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高い携帯電話端末、パソコン等については、個人情報漏えいに対する不安から、使用済みとなった後も家庭内に保管されている場合も多いため、国が市町村に対し適切な個人情報保護対策を求めることで、これらの機器についても消費者が安心して排出できるようにすることが重要とされている。

さらに、回収ガイドラインでは、携帯電話端末、パソコン等の排出、回収、保管等における個人情報保護対策を講ずる必要性について言及するとともに、市町村が採るべき個人情報保護対策の具体例として、i) 消費者に対して個人情報のデータを消去した上で排出することの周知、ii) 回収ボックスの施錠など回収時における対策、iii) 施錠可能な場所での保管など保管時における対策について記載している（回収ガイドライン4参照）。

また、環境省は、前述 1-(1)-ウ-(ア)のとおり、平成 25 年度及び 26 年度に市町村向け説明会を開催しており、同説明会において、基本方針や回収ガイドラインに示されている個人情報保護対策の内容等を周知している。

今回、調査対象 144 市町村のうち、平成 28 年 7 月末時点において小型家電リサイクルを実施し、パソコン、携帯電話端末等を回収対象品目としていた 121 市町村について、これらの排出時における個人情報の削除に関する周知状況及び保管場所や回収ボックスにおける個人情報保護対策の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

ア 排出時における個人情報の削除に関する周知の実施状況

パソコン、携帯電話端末等を回収対象品目としていた121市町村のうち、86市町村（71.1%）において、排出時における個人情報の削除に関する周知を実施しており、その周知方法（複数回答あり）は、i) 市町村のホームページに掲載（73市町村）、ii) 回収場所に注意書きを掲示（66市町村）等となっていた（図表4-(3)-①、項目資料4-(3)-①-i からivまで参照）。

図表4-(3)-① 回収場所に注意書きを掲示している例

概 要	
	宮城県松島町では、回収ボックスの携帯電話専用の投入口付近に、個人情報を削除する旨の注意書きを掲示しており、排出時、排出者の目に入りやすいよう工夫されている。また、投入口のすぐ下に破砕機が使用できる旨も併せて掲示されている。

(注) 当省の調査結果による。

一方で、周知を実施していなかった35市町村（28.9%）では、その理由（複数回答あり）について、i）個人情報の漏えいが発生していない等の理由から周知の必要性を認識していなかった（12市町村）、ii）小型家電リサイクルを実施しているという認識がなかった（10市町村）、iii）回収ボックスや保管場所における個人情報保護対策のみで十分と認識していた（6市町村）等としている（項目資料4-(3)-②参照）。

イ 保管場所等における個人情報保護対策の実施状況

パソコン、携帯電話端末等を回収対象品目としていた121市町村のうち、114市町村（94.2%）では回収物を保管しており（注）、このうち102市町村において、i）施錠可能な室内で保管（76市町村）、ii）回収後速やかに物理的に破壊（11市町村）等の個人情報保護対策が実施されていた（図表4-(3)-②、項目資料4-(3)-③-i及びii参照）。

（注）残り7市町村については、再資源化事業者が回収ボックスから直接回収している等の理由から、市町村において回収物を保管していない。

図表4-(3)-② 回収物の保管場所における個人情報の漏えい防止措置の実施内容の例

概 要	
	<p>北海道旭川市では、回収した携帯電話について、施錠可能な室内にある施錠可能な箱で保管している。</p>

（注） 当省の調査結果による。

一方で、保管場所における個人情報保護対策を実施していない12市町村では、その理由（複数回答あり）について、i）小型家電リサイクルを実施しているという認識がなかった（6市町村）、ii）パソコンや携帯電話端末等の個人情報保護対策が必要な使用済小型家電を回収している認識がなかった（2市町村）等としている（項目資料4-(3)-④参照）。

なお、今回、回収時における個人情報保護対策について、上記の121市町村の半数以上の71市町村（58.7%）で実施されているボックス回収における個人情報保護対策の実施状況を調査したところ、71市町村全てにおいて、i）回収物を取り出すための扉の施錠（66市町村）、ii）投入口からの抜取りを防止するためのスライダーなどの設置（44市町村）等、何らかの対策が実施されていた（項目資料4-(3)-⑤-i及びii参照）。

【所見】

したがって、環境省は、個人情報保護対策を適切に実施するとともに、使用済小型家電を排出する消費者の不安を解消し、小型家電リサイクルの促進を図る観点から、市町村に対して、
i) 排出時における個人情報の削除に関する消費者に対する周知、ii) 保管場所等における個人情報保護対策など、基本方針及び回収ガイドラインに示している個人情報保護対策の実施を徹底するよう促す必要がある。